

令和元年台風第19号により 被災された中小企業の皆様へ

第3版（12/20）

中小企業庁
からの
ご案内

被災された中小企業・小規模事業者の皆様に対して、
事業継続、再開に向けた各種支援策を講じます。



持続化補助金による小規模事業者の事業再建

被災した小規模事業者が商工会等の支援を受けながら取り組む事業再建を支援します

制度概要

- 小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を策定し、事業再建に取り組む費用を支援します。

公募開始時期：

台風19号型 12月17日（火）

台風20号、21号型 調整中

対象者

・令和元年台風19号、20号及び
21号の被害を受けた小規模事業者
（直接被害のみ）

※商工会等の支援を受けて事業再
建に取り組む者

※交付決定前に行った事業について
も補助対象とすることが可能です。

条件等

● 補助率：2 / 3

● 上限額：100万円

● 対象費目：

機械装置等費、車両購入費、広報費、展示
会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、
雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、
委託費、設備廃棄等費、外注費



災害復旧貸付等により資金繰りを支援

被害を受けた中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援します

制度概要

条件等

- ① 日本政策金融公庫が、今次災害で直接被害を受けた事業者に対して、最大1億円まで基準金利から金利を0.9%引下げ（中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%）で融資を行います。
※令和元年11月1日時点、貸付期間5年以内の利率
また、間接被害や風評等による被害を受けた事業者に対する融資も行います。
- ② 信用保証協会が、今次災害で直接・間接・風評被害を受けた災害救助法適用地域の事業者に対して、一般保証（80%、2.8億円）とは別枠（100%、2.8億円）での信用保証を行います。また、直接被害を受けた県内の事業者には、更に別枠（100%、2.8億円）で保証します。
- ③ 中小企業再生支援協議会が、既往債務の返済繰り延べや債務免除などの金融支援を必要とする事業者に対し、事業再生計画の策定や債権者間調整などの支援を行います。



商店街災害復旧等事業により被災商店街を支援

被害を受けた商店街等の機能（商機能、コミュニティ機能）の早期回復を支援します

制度概要

- 被災した商店街等の共同施設等の復旧事業や、商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用を支援します。

公募開始時期：
施設復旧 12月下旬以降
にぎわい創出 11月13日（水）

対象者

令和元年台風第19号により 被害を受けた商店街等組織

- ※対象地域は災害救助法が適用された都県
- ※施設復旧は交付決定前の事業も対象とすることが可能です。

条件等

●補助率：

- 施設復旧：1/2（国1/3、県1/6）
- にぎわい創出：定額（※）又2/3（上限：100万円）
※定額は直接的被害があった場合

●対象費目：

- 施設復旧：共同施設等の復旧に要する費用
- にぎわい創出：イベント等の事業に要する費用



ミラサポ専門家派遣により経営課題を解決

相談窓口で電話1本で専門家を派遣します。

制度概要

- 収益性の改善が図れず、売上回復が困難な企業に対して経営改善のためのアドバイスを行うなど個々の課題に応じた専門家を派遣します。よろず支援拠点や地域プラットフォームにご来訪もしくはお電話いただければ、経営や資金繰り、雇用、ITなどの専門家を派遣します。

対象者・条件等

- 令和元年台風第19号により被害を受けた中小企業・小規模事業者
- 専門家の派遣は3回（事業承継、ITに係る課題の場合は5回）まで無料です。

詳細は、「被災中小企業者等支援策ガイドブック」をご覧ください →
（各都県版）



中小企業庁
H P



中小企業庁令和元年台風第19号 |

検索

